



大聖日蓮
傳
摧
奸
辨

全

020000-000-8

6-73

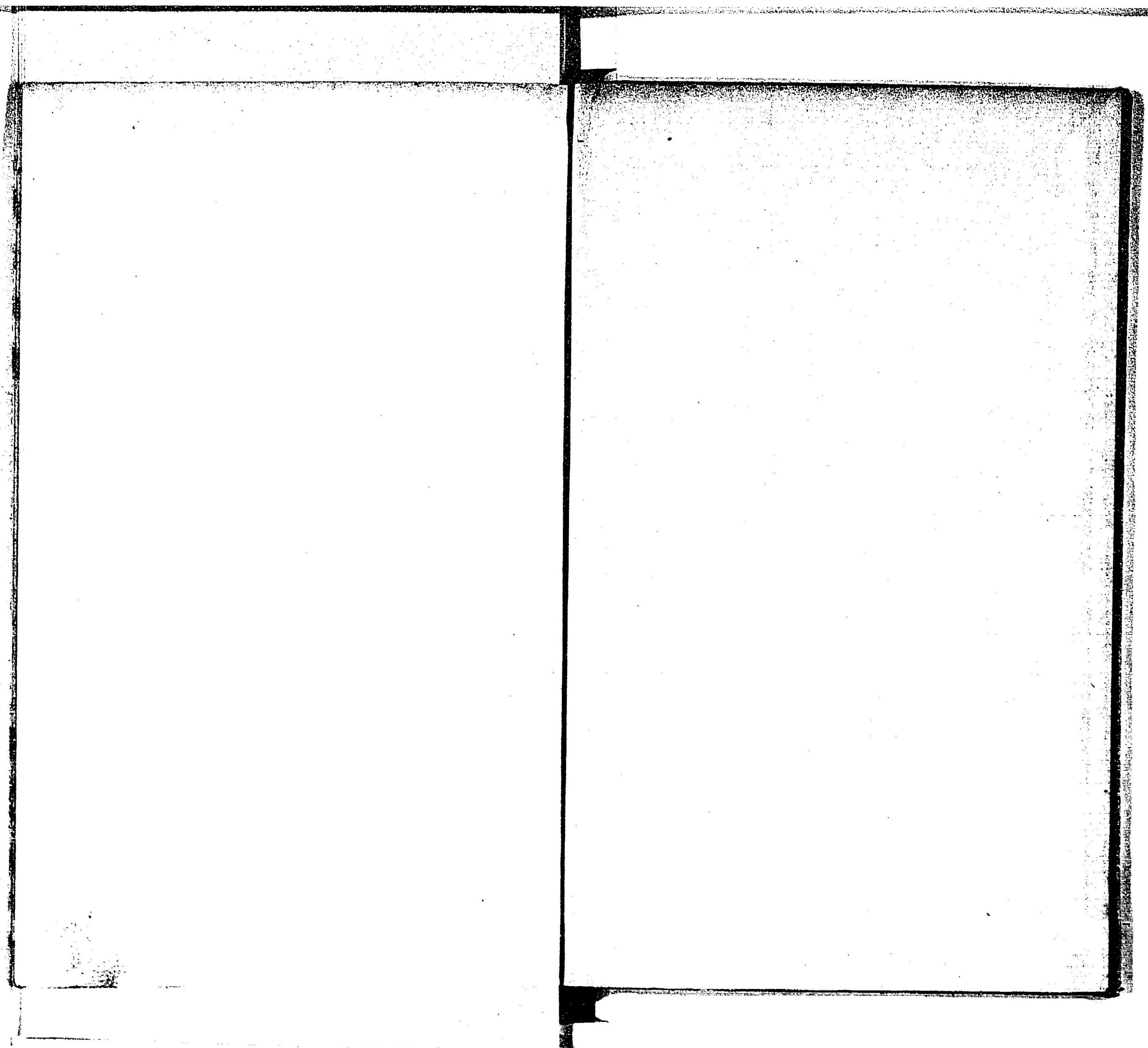
大聖日蓮深密伝摧奸辨

高橋 安右衛門/著

M19.6

ABH-0164





明治十九年六月二日

大聖日蓮 深密傳 推奸辯

6-73

頃日大聖日蓮深密傳中題書一冊の奸書を或人より貸し

授けられしを披らまきくきを見らば其巧み壁の敵國へ間者を入

てそのすねを移らひしきども名將をねば一点非をうつるを

此書も又何のあらし探りし交祖垂録内表

佐法日蓮今生まぬ貧窮下賤の者や生れ梅陀羅が家より出

たりしやと云ふもさぐり常事高祖を房州小湊の禰氏園を以

て同路の漁父蓮沼郎の長女や密通して懐胎し生れ男子

善吉と稱す後小日蓮大聖人とあらせむふ此善吉幼少の時より

大才ありしと云ふ者も語つて曰く各々の言を造り皮を剥ぐを

推干辯

高島八載辯

業とて法人に賤しめらるるを恥辱や思はざる事、魚の鱗也
 家水号よる大志を養はて天下に名を揚人や武藝を修む
 けれども時のあらざるを憂ふ、佛つよめて一宗を建てる
 後世人も作らざるや書し事

高祖の系圖を下して法人の信仰をさすせんやの妄言、海に
 紀次第あり、旃陀羅やの屠者といふ義也、屠者とい物の命
 を取るをさふあ屠者不之義なり、一山の屠者二山の海乃
 屠者なり、山國を誑獸とて山畑を荒し、人の害を多しを猶
 為人といふ也、海辺に魚を漁りて今日の業や多し、若をいふ物々を
 旃陀羅を穢多とせしむ、事笑ふべきの文盲也、又高祖幼時、皆を

造るを業やほるといふ事、是は首魁の甚しき者也、開明の今
 日よ多して貴賤一般、甲ゆまども、生時の貴人、至本皆を穿て
 り近代すら形のみ、況や六百年前よ、小湊の浦、穢民皆を
 造るを計をす、若何とせまきや、まきとせ、若の文章の親、其の
 多を得、況や佛法の深理をや、志の、逆縁のた、今高祖は
 降誕の深理を説き、亦え我が高祖、大士房州長狭郡、小湊の浦
 不活降誕、すりたるゆ、人の祖書、録内、四の卷、後五百歳、一切の佛
 法滅せん時、上行菩薩、不妙法蓮華經の五字を持し、て、講法
 一闍提の輩、白癩病の良薬やせん、と梵帝、日月四大龍神、若ふ
 仰せられ、金言虚妄あるべし、大地の反覆すや、高高山の額

落すやも春の後不夏の夏に返るとも日の中へ返るとも月の地不
 落るとも此事の一やあるとて是則ち東海へ降降証の明
 文あり其故の火集經に五箇の五百歳を説く正法千年の初より五
 百歳の解脫堅固の時日後の五百歳の禪定堅固の時像法千年の
 はど老五百歳の多聞堅固の時日後の五百歳の多造塔寺堅固の時
 末法のはど老五百歳の闍諱堅固白法隱没の時ありやると教主釋
 尊自から我が説く所の法の末法に入るとの所の西山に入るとの隱
 故本化の上行の末法の導師を勅しよふ其故の心や多水の釋尊の
 空大もよと火大の上行風大の興邊行水大の淨行地大の安立行
 等を眷屬にありよふ故に法界の四火を體とし大我の心性を説

かせりふを唐土を天台大師理の一念三千を釋しよふ時ある
 哉大日本國遠州貫名頼主貫名次郎重忠公の細方禪室の
 勘氣を蒙りて房州小湊の浦へは流禪の法身や成りせりよふ時
 業をの馴れ水がびやうとて外を以て理なき故に淨土に中よ
 交りりかふ法内室の山崎元近の娘梅菊女也かると系圖正し
 法方善兩親やとて末法に入ると百七十一則貞應元年十有
 十の法誕生のつせのふま我が高祖大士の火大の上行法降誕の
 故に東洋大日本國東海安房國より出ると日と東より昇る
 ゆん子とて降身下賤より出ると名を體を成りて火のより
 義釋を本化の歩名を末世を照り輝くは身や知るべし也

次高祖不思議を破り人の信仰を誑んが爲る狐をまふつけ
 是を妙法二神と名付は一生涯此狐をまひ奇特を説いて去
 何事ぞや西法に利益あらねば邪法も又不思議あり不思議を
 利益や思ふべき正法の利益を國に益あらん人益あらざる
 邪法の不思議は狐狸妖魔の不思議をまふて悪人をまふて
 高祖や高祖の法利益を於て祖書録内十四の米又言ふ事の
 後よ念ふてそ人も信ぜぬからん書にまふてそまふ人の智
 智の知りしんずれば身軽法重死身私法の中づくれば
 輕りければ人おつり悪むとも法重ければ必死すべし法
 輕りければ人おつり悪むとも法重ければ必死すべし法

ならんはあづきの利生のるなり今の大菩薩と
 いたるやうふつりなすその時を日蓮を供養せざる男女の民内
 若宮あんのやうあづき光らるべしや思ふ世とそ期仰すべし
 ぬく法入滅後七十年過す 後光嚴帝時字文和元年夏天下
 大旱魃百姓大苦惱 皇帝は仁徳の詔を諸宗諸山に被仰付
 清雨の法を修せしめあまひしむがも其後よく潤雨これあまひ
 京都妙顕寺二代妙實上人は別して清雨の修法被仰付す
 依り上人弟子等桂川を雨のほりありあまひる清雨謝
 ぎ萬民のよめいびいまん方あり
 天皇感感斜りあまひ妙實上人は参内致すをまふて被仰付す

よつて参内祈雨の獲賞や〜

今度祖師日蓮贈賜大菩薩號是佛法紹隆之基也

宜奉祈國家安全寶祚延長者也

文和元年六月二十五日

右中辨

妙顯寺妙實僧正御房

今度先師日朗贈賜菩薩号是佛法紹隆之基也

宜奉祈國家安全寶祚延長者也

文和元年六月二十五日

右中辨

妙顯寺妙實僧正御房

今度先師日像贈賜菩薩号是佛法紹隆之基也

宜奉祈國家安全寶祚延長者也

文和元年六月二十五日

右中辨

妙顯寺妙實僧正御房

如説讀誦被丹誠濟雨成就依之

准八幡大菩薩

称日蓮大菩薩

准行基菩薩

称日朗日像菩薩

天氣如件

日野大納言

文和元年壬辰六月二十五日

妙顯寺妙實僧正御房

高祖在位の利益の筆致を了了に述べて入滅後少くも益々

伊利美之盛人あまの狐の道方を若みせしむ不思議を以て
 人の心をまざりて邪智を廻らして人の信仰をうやむらり以の
 たぐみせり大日本國の氏神たる八幡大菩薩も准じて高祖
 大菩薩の神を贈賜しあふは法風所あらざる奉るべき也
 是我が高祖を誹謗せんや形して神歷代の先帝を誹謗し
 奉る考也其罪重なる池ありて天に唾して已れの面世汚
 すれば罪やいふ事なり

又天照八幡春日熊野等も實不これ外道の邪神あり我
 が宗門も勸請すれども其い變とて善神とあるや奉る事何
 依てかざる奸言を吐歩らるや抑神も四道了り法性神有覺

神邪横神實迷神也法性有覺の二神は正神也邪横實迷の
 二神は邪神也邪横といふはまゝ横たるは實迷といふはまゝ迷
 るやいふ人畜の執心深くして人をまよひ邪念を神不祀り
 しを邪神といふあり抑日本國の宗廟たる天照八幡大神法性
 有覺の正神と宗廟奉るべき也故も高祖は我宗の中不及び未
 代庶人の尊敬致すべき者も十界勸請日本尊中宗廟の御
 本尊やして天照八幡の二神を加へる祖書録外二十三の卷
日女は前は返事
 日本國の守護神たる天照大神八幡大菩薩天神七代地神五代
 の神もあつて大小の神祇等體の神つらるる其餘の國の神量
 もるべきや云ふれば春日熊野等もはくせり也云々三千一百

三十余社の神々を殘らば尊教一奉るに我々の宗の教規也
 又真深大願章の中にに教のに今より心を合せ共々此大
 願を成就せしめん志ありて彼の元將軍あはば吾が利あり
 其時より多々尊者を以て此國の法王を奉り志願しめ如く
 諸宗諸法を掃除して妙法一法の世やるべし予は又國政を
 執て萬民を培育せんと互ひ不約して知らざる風情を以て
 遠くお計るやまゝ前後於ては其の始より終りまで隱謀を合
 みて奉りの成らざるよまゝ其の奉無根の妄説也傳曰十日所視十
 手所指其嚴乎者よ高祖佛一代佛國の爲は弘通して未法
 時機相應の妙宗を佛建立遊ばされし奉の千萬人の知る所也

苟も佛國恩を報しむる志ざらば高生も亦方るや
 我々の法則を以て故も九牛の一毛大海の一滴ありとも佛國へ
 は報恩の爲に外國恩會を設立せり

日蓮宗國恩會演義

宗祖曰くまれ老狐の塚を後おせば白亀の毛寶が恩を報ず
 畜生すゝ形の如く況や人倫をや又曰く天の三光を子を暖
 め地の五穀を神を養ふ奉皆ふは國王の恩ありやさる水は
 此處小生を受け國恩を報ば人道の常也はらく宗祖
 所弘通の奉相を親下奉れは國も天も地も天の時も立正
 安國論を著述して時の執權北條時頼を以て蒙事の賊祀

此國を蔽ふやを日の法旗を曼陀羅をまゝに追討使
 宇都宮貞綱不興へもく日本國並代不易を祈り多
 國恩報謝の旨也此れ其宗流に法に於て其志を
 報せざるをけんや志の一時不固を方々として報し方一
 ならずばやや萬國交通の時に當つて其志を有
 一激兵募集の旨を告を奉戴し其愛人氏奮つて激兵を
 率下我兵卒をして闘ふるなり一老國民としての義務を
 書しそのやまを法國恩を報し奉らばして何れの時を
 せんや勇猛精進するの勿論あり志の一時不固を方々
 老父母又い妻子女等送族の憂ある者或は現役満了帰

家するも憐ふ養育を以て難き其の難きを互に救助し
 顧慮の念なく使はく兵役も修事せしめん吾々の妙
 法講大法結社の内更に國恩會を設け一會員積立金を
 以て海社中不於く應兵出役する者も其分りて存下裁許
 乃扶助を以て受給回入佛法界世法と任力増進して
 其氏中海社との義務を保せしめて天下泰平國土安穩を
 祈りて之を立正安國妙法廣布の時やふべきを己世の護法
 愛國の志を以てあらん其の廣く賛成ある人事を其其

明治十七年十月

東京音羽大法結社

これ数もぬき信後すも新のや一況や高祖大士を
 支れ

あり其故の此歌を只身延といふ題へ南無阿彌陀を結び延と
 身延へよせよとみし一々の歌あり又善間地獄といふ題へ
 阿彌陀佛を結び延といふとよまの地獄を苦をうする思所
 あり必だ苦しむるをよせよと先バ歌ふ

阿ららるる 弥ららるる 善の 責の 陸地獄の

ほやけ 誘ま 罪やとせ くれ

歌を題ふ何をもせてを自らよよめる者あり

高祖身延山法歌

まわける 乃 淨室を 晴れ思 尊

たのみの 法 法 法 乃 山 風

柳身延山奥の院の高祖は菴室より五十町道もなき嶮垣
 の峯を至物るを高祖折く爰ふ登り東房の室に向ひ
 修兩親の窟墓を遠拝し法經讀誦何せられし道場
 あり故に衆人親の恩を忘れぬ先偏額を思親開所堂を
 育恩といふ法本尊の高祖の左右に法兩親妙日尊妙蓮尊を
 安坐し奉り末代孝道乃手本を歌ひせし一は有終なき山
 やら知らるるなきあり

又此奉の大意を考ふる始終高祖はよ題目を唱へて心不弥陀の名
 号を念むるは趣意あり世智の諍も思ひ内なる色外も
 るやいふ其中あり甚しき高祖阿佛坊と同善の善首は掛る

守の一封を歩して其を見せしむれば此封の字は名号ありけきべ阿佛
 坊まつや驚きつや其予実一箇中の魚ありて一高祖は弘道の法華
 經と一奉の念三千して世界一箇の全體を説くせしむあり今
 金終の奉相の山野より多きと是を見れば地の廣くやして賜
 及ぶ所より海邊より多しと是を見れば水の漫たるは果
 を見れば日の赫くやして其國照らすは光りて予あり風多何
 國より起りて何處を路りや其辺りを却れば四大和合
 して大天地の法體を成る其外不空氣とくくくくくくくく
 あく此空大心性やあつて四大融通を成るむ其法性の妙理
 不潔淨の二法有り潔法甚くして迷ひとあり淨法甚くして

悟りやある悟れば即ち聖徒への即ち六道あり其を十法界といふ
 其大天地の法體を其修成して人身を成る其を一己の天地
 やつふさ水の鏡が身鏡の天地の何ん限りの事なる事なる常任不
 滅の妙有ありと覺知れるを壽量品の遠成就佛身やゆふ也
 方便品の諸法實相といふ吾が商法上は觀じて見れば如是相とい
 商家の賣品ふよつて何店を認むや一相也如是性とい其商家の
 主人なり如是體や其其商店の家屋なり如是力とい主人の心性の
 用事也其其力は若愚の二つ有り如是作とい善の力も随て作も業
 の商法一方へ心せられ賣品を吟味し直候を掛引あり勉強す
 れば繁昌の如是因やある也如是縁や其其生結ふよつて得る先か

其外種々著し奉り阿れども前ふ誤り不ふりて是皆好女
 ありてを知りて因て高祖最後の清文章録外二十五の巻
 釋迦佛の天竺靈鷲山に居て八箇年法華經を説くは入滅
 の靈山より良ふ處の東天竺俱尸那城跋提河の西純陀が
 家ありて入滅なりて八箇年法華經を説くはふ山
 ありて法華經を説く靈山に居て八箇年法華經を説くは日蓮も此のや
 身延山より良ふ處の武藏國池上寺の太夫宗伴が家ありて
 死すは此のたゞつづつて死すは九箇年の旨ありて
 法華經を讀誦し奉りて山ありて法華經を説くは身延山に居て
 其身延山に居ても心の身延山に居るは天竺の

釋尊法入滅の例を本教ふうつて古今習ふぬ大涅槃あり
 かるる高祖を深密佛として誦讀せし奉り法華經の
 明鏡不照て見ゆる其人命終して阿鼻獄に入るや阿
 比の彼の事を見えて疑ひをあらう阿鼻獄の相伴すは
 事ありれ

明治十八年五月九日

大聖日蓮 摧奸辯 終

6
73

13/6/41

掛
好
幸

下
掛
好
幸

東京第一清淨結社

小石川區音羽町九丁目壹番地

著述者
兼出版人

高橋安右衛門

全
明治十九年五月三日出版御届
年六月一日出版

定價金五錢

